

福島県電子社会推進実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県電子社会推進本部（以下「推進本部」という。）が決定した事項を円滑かつ効果的に推進し電子社会を構築するため、県の情報化に関する基本的な事項を総括的に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部局等 別表左欄に掲げる機関をいう。
- 二 総室等 別表中欄に掲げる総室をいう。
- 三 課 別表右欄に掲げる課をいう。
- 四 出先機関等 行政組織規則別表第1に掲げる出先機関並びに福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第1号）第3条に規定する事業所並びに福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）第3条に規定する病院及び診療所並びに福島県教育庁組織規則（昭和40年福島県教育委員会規則第5条）第12条第1項に規定する教育事務所、福島県教育センター、福島県養護教育センター、福島県立図書館、福島県立美術館、福島県立博物館及び県立学校をいう。
- 五 情報機器 コンピュータ、その他これに類するもの及びコンピュータネットワークを構成するために必要な通信装置等をいう。
- 六 情報システム コンピュータやネットワークで構成された、情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。ただし、警察本部における情報システム及び県立学校における教育分野に関する情報システムは除く。
- 七 データ 情報システムや記録媒体により処理又は保管されるすべての電子的な情報をいう。

(全庁的な情報化推進)

第3条 情報統計総室は、推進本部の決定に基づき、全庁的な情報化の推進を図るとともに、総合的な調整を行うものとする。

(部局等における情報化推進)

第4条 部局等（警察本部を除く）は、推進本部が策定する電子社会に関する計画に基づき、各部局等の情報システムの開発・変更及び情報機器の導入など、情報化に関する事業計画を策定し、これに基づき部局等の情報化を推進する。

2 部局等の情報化を推進するために、別に定める設置要綱に基づき、部局等に電子社会推進主任を置く。

(行政分野におけるインターネットの利活用推進)

第5条 企画調整部長は、行政分野におけるインターネットの総合的な利活用の推進と基盤の計画的な整備・拡充を図るとともに、総合的な調整及び支援を行う。

(福島県情報通信ネットワークシステムの管理運営)

第6条 福島県情報通信ネットワークシステムの管理及び運営については、別に定める管理運営要綱の規定に基づき行うものとする。

(情報システムの開発及び変更並びに情報機器の導入)

第7条 情報システムの開発及び変更並びに情報機器の導入は、推進本部が策定する電子社会に関する計画及び各部局等の情報化に関する事業計画に基づき行うものとする。

(情報システムの開発の協議等)

第8条 各部局等(警察本部を除く。)の長は、当該部局等において次に掲げる事項を実施しようとするときは、別に定める事務取扱要領の規定に基づき、企画調整部長に協議し、審査を受けるものとする。

- 一 情報システムに係る基本計画の策定の外部委託
- 二 情報システムの設計・開発(変更を含む)及び運用・保守並びにその外部委託
- 三 情報機器の導入(パーソナルコンピュータを除く)
- 四 外部のコンピュータによる事務処理の委託

2 各部局等(警察本部を除く。)の長は、前項の協議を実施した情報システムが運用を開始したときは、システム化の目的及び目標を達成しているかを評価し、その結果を企画調整部に報告するものとする。

(パーソナルコンピュータ)

第9条 パーソナルコンピュータの導入、運用及び管理については、別に定める調達・管理要綱の規定に基づき行うものとする。

(電子計算機室等)

第10条 情報統計総室に設置する電子計算機室等の管理及び運営については、別に定める管理要領の規定に基づき行うものとする。

(情報機器の運用管理、データの保護及び廃棄等)

第11条 情報機器の運用管理、データの保護及び廃棄、データの利用及び提供については、「福島県情報セキュリティポリシー(平成13年11月26日福島県電子社会推進本部決定)」を遵守し適切に行わなければならない。

(情報化テクニカルリーダーの設置)

第12条 職員の情報リテラシー向上及び情報セキュリティ対策に関する事務を担うため、別に定める設置要綱に基づき、各課及び出先機関に情報化テクニカルリーダーを置く。

(研修)

第13条 企画調整部次長(情報統計担当)は、必要に応じて総務部次長(人事担当)と連携を図りつつ、別に定める実施要領に基づき、情報化に関する研修を実施するものとする。

2 総室の次長(総室のない局等にあつては局長等)又は出先機関等の長は、その所掌する事務に係る情報システムの開発等を行う場合は、これを円滑に行うため情報システム開発等に携わる職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

(情報多目的ルームの運営管理)

第14条 情報統計総室が設置する情報多目的ルームの運営及び管理については、別に定める運営管理要領の規定に基づき行うものとする。

(情報機器の利用状況等の報告)

第 15 条 企画調整部次長（情報統計担当）は、情報通信機器の利用状況その他情報化の推進に関して必要と認める事項について、総室等の長（総室のない局等にあつては局長等）又は出先機関等の長に報告を求めることができる。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画調整部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 20 日から施行する。

2 次の要綱等は、廃止する。

(1) O A 推進委員会設置要綱（平成 3 年 4 月 1 日施行）

(2) 行政情報通信ネットワーク運用専門部会設置運営要領（平成 3 年 5 月 1 日施行）

(3) 行政情報データベース検討設置運営要領（平成 9 年 4 月 1 日施行）

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第2条第1号、第2号、第3号関係）

部局等	総室等	課
知事直轄 総務部 企画調整部 生活環境部 保健福祉部 商工労働部 農林水産部 土木部	行政組織規則第7条1項 中欄に掲げる総室、同条2 項に規定する文化スポーツ 局及び観光交流局、並びに、 同第8条1項に規定する総 合安全管理室	行政組織規則第7条1項下 欄に掲げる課、同条3項に規 定する文化スポーツ局の課、 同条4項に規定する観光交流 局の課、及び、同8条2項に 規定する総合安全対策室の課
出納局		行政組織規則第9条2項に 掲げる課
企業局		企業局組織規程第2条に掲 げる課
病院局		病院局組織規程第2条に掲 げる課
議会事務局		議会事務局組織規程第1条 に掲げる課
教育庁	教育庁組織規則第3条上 覧に掲げる総室	教育庁組織規則第3条下覧 に掲げる課
警察本部		
監査委員事務局		監査委員事務局規程第2条 に掲げる課
人事委員会事務局		人事委員会事務局組織規則 第2条に掲げる課
労働委員会事務局		審査調整課